

(仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係る
プロポーザル実施要項

富士吉田市

目 次

1. 募集の趣旨	2
2. 業務の概要	2
3. 施設の概要	3
4. 公募型プロポーザルの概要	4
4-1. プロポーザルの目的	4
4-2. 参加申込の資格要件	4
4-3. 配置する技術者の要件	5
4-4. 参加に対する制限	5
4-5. プロポーザルのスケジュール	6
4-6. 募集要項および関係書類の配布	6
4-7. 評価方法	6
4-8. 評価委員会	7
4-9. 技術提案の評価ポイント	7
4-10. 参加者が2者未満となった場合の措置	7
4-11. 事務局	7
5. 参加申込書の作成及び提出	8
6. 技術提案書の提出	8
7. 審査	9
8. 選定（最終審査）	9
9. 評価基準	10
10. 質問の受付及び回答	10
11. 失格事項	10
12. 契約に関する事項	10
13. その他留意事項	10

1. 募集の趣旨

富士北麓地域における野生鳥獣による農林業被害は山麓の農地から富士山の高山帯まで広範囲に広がっている。山梨県の発表によると令和元年度の県内での農林業被害額は 3 億円を超えている。そんな中、山梨県や各市町村においては、野生鳥獣の個体数管理のため、地元猟友会の協力のもと、管理捕獲事業を実施している。

管理捕獲により捕獲した野生鳥獣は、地元猟友会員による自家消費、また、それ以外の大部分は埋却により処理されている。しかしながら、埋却された個体が他の野生動物に掘り起こされたり、台風により土が流され個体がむき出しになったりするなど、生態系への影響も懸念されている。年々捕獲頭数が増加する中では埋却処理にも限界があり、また埋却作業は高齢化が進んでいる猟友会員への負担も大きくなっている。今後管理捕獲事業を着実に進めていくためには、捕獲した野生鳥獣の適切な処理・活用、また、新規狩猟者の確保・育成などが大きな課題となっている。

昨今、捕獲した野生鳥獣のジビエとしての利活用が全国的に注目されている。国においては、農林水産省がジビエを含む野生鳥獣の利活用について補助金を増額するなど支援策を拡充している。また、山梨県においても県独自に「やまなしジビエ認証制度」を設けるなどジビエの利活用について積極的に推進している。

そこで本市においては、山中湖村、忍野村、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合とも連携する中で、これまで埋却し捨てられていた野生鳥獣を新たな資源として捉え、ジビエとして有効活用するため、「ジビエ加工センター」の建設に着手する。野生鳥獣を「マイナス」から「プラス」の存在に変え、ジビエによる新たな経済活動を生み出すことで、狩猟者のモチベーションを高めるとともに若手ハンターの育成にも繋げ、持続可能な事業展開を図る。

また、一般的にジビエ加工センターといえば山奥に設置されているケースが多いが、本施設は道の駅エリアに建設予定であることから、外観デザインや観光客の動線にも配慮する中で集客施設としての位置づけをもった施設とする。道の駅富士吉田は、令和 4 年度リニューアル工事に着手する。

(仮称) 富士吉田南 S I C の開通、国道 138 号線新屋拡幅整備などに伴い、富士吉田市への南東側からの入り込みの交通動線が大きく変わる。これら道の駅エリアを取り巻く環境の変化に即した建物の配置を計画し、エリア全体の活性化に繋がる施設を目指す。

本業務は、発注者が建設を計画しているジビエ加工センターについて、発注者が作成した、「(仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係るプロポーザル仕様書」に基づき、目指すべき施設・機能などを踏まえ、基本設計及び実施設計を作成することを目的とする。

また、参加者の自由で大胆な発想の提案を求めるため、公募型プロポーザルを実施し、本業務に最も適した設計者を選定する。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

(仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター建設に係る設計業務

(2) 業務の内容

① (仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計〔建築・電気・機械・造成・外構・測量(敷地測

量・高低測量)・地盤調査(機械ボーリング 66φ×3ヶ所 20m、現場透水試験 1ヶ所)]
一式

②工事費算出一式(農林水産省補助金要望調査のため、8月末日までに概算工事費を算出すること。)

③透視図(外観及び内観パース各1部以上)の作成

④打合せ会への参加、資料作成等

⑤業務受注後における成果品(案)

・基本設計図書 A3版1部

・実施設計図面 A1版1部、A3版5部(ともに2ツ折製本)

・構造計算書 A4版1部

・設備計算書 A4版1部

・内訳明細書 A4版1部

・数量調書 A4版1部

・諸元表(総合プロット図) A3版1部

・打合せ協議書 A4版1部

・各種法令手続き書類(確認申請書等) A4版4部

・省エネ基準への適合性に関する説明書 A4版2部

・提出書類すべてにおける電子データ CD-R等1部

・その他設計業務にあたり必要とする書類・図面・資料等一式

⑥その他別に示す「(仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係るプロポーザル仕様書」のとおり

(3) 業務の場所

富士吉田市新屋 725-3

(4) 業務委託期間

契約締結日の翌日 ~ 令和4年12月15日(木)

(5) 委託上限金額

本業務の参考業務規模は、15,510千円(税込み)を上限とする。

(6) 業務上の注意事項

①仕様書に掲げる諸条件、評価ポイント等を踏まえ、魅力的な施設となるよう設計を行うものとする。

②受託者は委託者と十分に意見調整を行いながら、設計を行うものとする。

(7) 事業スケジュール

令和4年度: 基本・実施設計

令和5年度: 建設工事

3. 施設の概要

(1) 計画地

① 計画事業地: 富士吉田市新屋 725-3 道の駅富士吉田エリア隣接地

② 敷地面積 : 約 2,400 m²

- ③ 用途地域 : 指定なし
 - 建ぺい率 : 70%
 - 容積率 : 200%
 - ④ 自然公園法 : 富士箱根伊豆国立公園普通地域 (富士五湖景観形成地域)
 - ⑤ 道路要件 : 西側＝市道小倉山中サス線 (幅員 : 8.8m)
 - : 北側＝市道道の駅線 (幅員 : 9.8m～12.5m)
 - ⑥ 上水道 : 計画地付近まで整備されている
 - ⑦ 下水道 : 未整備
 - ⑧ 電気設備 : 計画地付近まで整備されている
- (2) 計画施設 (建築物)
仕様書のとおり
- (3) その他の施設等
仕様書のとおり

4. 公募型プロポーザルの概要

4-1. プロポーザルの目的

業務の目的を達成することができる、豊富な経験と幅広い知識、柔軟かつ自由で大胆な発想力や高度な設計技術力を有する受託者を公募により選定することを目的とする。

4-2. 参加申込の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ①富士吉田市入札参加資格者名簿に登載され、当該契約案件に対応する種目 (建築関係コンサルタント) について登録されている者であり、かつ、県内に本店、営業所、支店がある者 (コロナ禍においても早急な対応ができる者。) であること。
- ②建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに、延床面積 300 m²以上の建築物の新築工事の設計業務の実績を有する者であること。
- ④地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項 (同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に該当しない者であること。
- ⑤申込締切日現在、指名停止処分、営業停止処分を受けている者でないこと。
- ⑥参加申込書提出期限の日以前 6 ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- ⑦手形又は小切手の不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
- ⑧会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者 (更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

⑨富士吉田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。

⑩富士吉田市に納税義務がある参加希望者の場合にあつては、市税等の滞納がないこと。

⑪私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触していないこと。

4-3. 配置する技術者の要件

①「富士吉田市業務委託契約約款」第 11 条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1 名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。

② 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各 1 名配置すること。ただし、管理技術者と総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者のみ、兼務することを可とする。

③ 管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者（以下「総合主任担当技術者」という。）は本プロポーザルの参加希望者の組織に所属していること。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計のとりまとめ
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計
造成・外構	建築物の敷地における造成・外構に関する設計

注）主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者とし、選定後の実施設計業務の担当を継続して行うものとする。

4-4. 参加に対する制限

① 本プロポーザルへの参加は、富士吉田市入札参加資格者名簿に登載されている一級建築士事務所につき 1 件とする。

② 参加申込事務所は、業務の一部（管理技術者及び総合主任担当技術者を除く）を業務協力者（協力事務所）に再委託することができる。この場合業務協力者（協力事務所）は、申込締切日現在、指名停止処分、営業停止処分を受けている者でないこと。

ただし、この業務協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する一級建築士事務所は「4-2. 参加申込の資格要件」に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有しないものとする。

③ 参加申込事務所は、他の参加申込事務所の業務協力者として、本プロポーザルに参加することはできない。

4-5. プロポーザルのスケジュール

	No.	項目	内容
参加要件審査	①	手続き開始の公告・実施要項配布開始 参加申込に係る関係資料交付開始	令和4年4月12日(火)午前9時から
	②	参加申込の提出 締切期限	令和4年4月18日(月)午後5時まで
	③	参加資格要件の確認	令和4年4月19日(火)
	④	参加資格要件適否の通知	令和4年4月19日(火)
技術提案書審査	⑤	技術提案書・関係書類の受付	令和4年4月20日(水) 午前9時から
	⑥	質問書の受付 締切期限	令和4年4月20日(水) 午前9時から 令和4年4月26日(火) 午後5時まで
	⑦	質問書の回答期限	令和4年5月2日(月)
	⑧	技術提案書・関係書類提出期限	令和4年5月10日(火)午後5時まで
	⑨	技術提案書・関係書類の審査	令和4年5月12日(木) 予定
	⑩	最適者選定・選定結果通知	令和4年5月16日(月) 予定

4-6. 募集要項および関係書類の配布

(1) 配布書類

- ① (仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係るプロポーザル実施要項
 - ② (仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係るプロポーザル評価基準
(別紙) 審査評価要領
 - ③ 様式集
 - ④ (仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係るプロポーザル仕様書
 - ⑤ 図面〔仕様書に記載の道の駅リニューアルに関する図面及び地積測量図 (参考)〕
- ※④、⑤は事務局にて直接配布します。(ホームページへの掲載なし)

(2) 配布期間

令和4年4月12日(火)～令和4年4月18日(月)午後5時まで

(3) 配布場所

本要項4-11. 事務局にて配布する。

※富士吉田市役所ホームページからも入手可能。(仕様書及び図面を除く)

4-7. 評価方法

評価方法は以下のとおりです。

審査段階	審査の方法	選定
1. 参加資格要件確認審査	プロポーサル参加申込書及び添付資料に基づき、資格要件への合否を確認する。	参加合格者を技術提案者として選定する。

2. 技術提案書の審査	①実施事務所の技術力 ②提案に関する図書、評価ポイントの審査等、技術提案書により評価委員会が審査する。	特定者及び次点者各1社を特定
-------------	--	----------------

審査の詳細は、「7. 審査」を参照。

4-8. 評価委員会

技術提案書の特定に係る評価は、「(仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係る委託候補者評価委員会設置要綱」により組織された評価委員会が、別に定める「(仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係るプロポーザル評価基準」に基づき行う。

4-9. 技術提案の評価ポイント

(1) 評価ポイント

本プロポーザルにおいて技術提案の評価ポイントとして次の4点を設定する。

- ① ポイント1「設計業務上の考え方」について
 - ・加工センターと集客施設という2つの側面があるため、その点について施設内のゾーニングや敷地内の配置など、特に重視する設計業務上の配慮事項などを提案する。また、ジビエ加工品の販売方法等についても可能な限り提案する。
- ② ポイント2「景観、眺望と調和したデザイン・動線計画」について
 - ・周辺の自然環境や近接施設などに配慮した外観デザインや動線計画を提案する。
- ③ ポイント3「環境への配慮」について
 - ・環境負荷の低減や、省エネ・ランニングコスト縮減について提案する。
- ④ ポイント4「工事費用の縮減」について
 - ・工事費用の縮減について提案する。

4-10. 参加者が2者未満となった場合の措置

参加希望者が2者未満となった場合においても、技術提案書の提出及び審査を行い、評価委員会において評価基準に基づき審査及び評価を行い、基準を満たすと認められる場合には最適者として選定する。

4-11. 事務局

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1

富士吉田市 産業観光部 農林課

担当：小野

TEL 0555-22-1111 (代表)

FAX 0555-24-2235

E-mail norin@city.fujiyoshida.lg.jp

5. 参加の申し込み

(1) 参加申込書の作成及び提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は次により参加申込書を作成し、添付書類を添えて提出する。

①提出書類

- ・プロポーザル参加申込書 【第1号様式】
- ・建築物の設計実績 【第2号様式】
- ・管理技術者の経歴等 【第3号様式】
- ・主任担当技術者の経歴等 【第4号様式】
- ・参加事務所概要書 【第5号様式】
- ・業務協力者（事務所）の名称等 【第6号様式】

②添付書類

- ・一級建築士事務所登録通知書の写し又は一級建築士事務所登録証明書の写し。
- ・富士吉田市入札参加名簿への登録住所が山梨県内でない場合で、山梨県内に支店等があるものは、その事実が明記された登記簿（登記事項証明書）又はその写し。

(2) 提出方法

提出期間内に、事務局に持参により提出することを原則とする。（ただし、郵送も可とするが、期限内に到着しなかったものについては、理由を問わず受付できないものとする。）

(3) 提出期間

本プロポーザル開始の公告日から令和4年4月18日（月）まで（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(4) 提出部数

提出部数は1部とする。

(5) 作成及び提出上の注意

- ①参加申込書の提出が締切期日までに提出されなかった場合及び虚偽の記載が認められた場合は、参加申込書は無効とする。
- ②参加申込書提出後は差し替え、追加、削除は一切認めない。
- ③参加者が提出できる参加申込書は1点のみとする。
- ④参加申込書は代表印を押印して提出する。

6. 技術提案書の提出

参加申込書の合否審査で選定された者は、次により技術提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ①技術提案書 【第8号様式】
- ②提案見積書、内訳書 【第9号様式】
- ③提案に関する図書（仕様書に記載の要求図面、提案に対する概算工事費等）
- ④評価ポイントに関する提案書 【第10号様式（参考）】

※各ポイント原則として、A4版またはA3版1枚を上限とする。

(2) 提出方法

提出期間内に事務局に持参すること。(郵送は不可)

(3) 提出期間

技術提案開始通知日から令和4年5月10日(火)まで(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(4) 提出部数

正本1部、副本8部(副本は正本の写しとすること。)

(5) 提出上の注意

- ①提出にあたっては、仕様書の内容に留意した上で、「(仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係るプロポーザル評価基準」に記載されている技術提案の評価項目に沿った技術提案書を作成する。
- ②提出された提案書及びその他書類については、提出後は差し替え、追加、削除は一切認めない。
- ③参加者が提出できる技術提案は1点のみとする。

7. 審査

(1) 技術提案書の提出者の選定(参加資格要件の合否)

参加申込書に記載された事項及び添付書類の確認等により、参加資格要件合否を確認し、技術提案提出者を選定する。

なお、技術提案提出者が1者のみの場合においても、技術提案提出者として選出する。

(2) 技術提案書の審査

提出書類のみでの審査とし、プレゼンテーション・ヒアリング等は実施しない。

8. 選定(最終審査)

(1) 選定方法

技術提案書による審査を行い、各評価委員が別に定める「(仮称) Mt. Fuji ジビエ加工センター設計業務に係るプロポーザル評価基準」に基づき評価し、評価委員会(非公開)の審議により、最適者1者、次点者を1者選定する。

※参加者が2者未満となった場合については、「4-10. 参加者が2者未満となった場合の措置」のとおり。

(2) 選定結果の通知

- ・選定者決定後、技術提案書提出者にその結果を通知する。
- ・なお、審査に対する異議の申し立ては一切認めない。

(3) 選定結果の公表

選定結果は市のホームページにて公表する。

9. 評価基準

評価基準は、別に定める。

10. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、プロポーザル質問書【第7号様式】に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで事務局へ提出する。(電話にて到達確認を行うこと)

(2) 質問の受付期間

技術提案提出開始の日～令和4年4月26日(火)午後5時まで

(3) 質問に対する回答期限及び方法

①質問に対する回答は、令和4年5月2日(月)までに行う。

11. 失格事項

提出された提案書等が、次に掲げる条項に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 提案書等の提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの。
- (2) 本実施要項に示された提出書類作成の注意点等の条件に適合しないもの。
- (3) 提案書等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本実施要項に定める手続き以外の手法により、不正にプロポーザル又は選定に係る情報を得ようとし、また得た場合。

12. 契約に関する事項

最適者と技術提案書内容に基づき、契約に関する協議を行う。ただし、最適者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

13. その他の留意事項

- (1) 本実施要項に記載の基準等について、国並びに山梨県及び富士吉田市の基準等が変更となった場合等には、本実施要項に記載の内容を変更する場合がある。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限までに参加申込書が到達しなかった場合は、該当の審査を受けられないものとする。
- (4) 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書等の著作権は、参加者に帰属することとする。
- (7) 提出された技術提案書等は、本プロポーザル以外に参加者に無断で使用しない。
なお、設計者選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出期限以降における技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。
また、技術提案書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、変更できるものとするが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (9) 技術提案書等に虚偽の記載があった場合には、技術提案書等を無効とする。
- (10) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (12) 提出者は、参加申込書の提出を以て、実施要項及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、審査方法や審査結果に対する異議申し立て等は、受け付けないものとする。